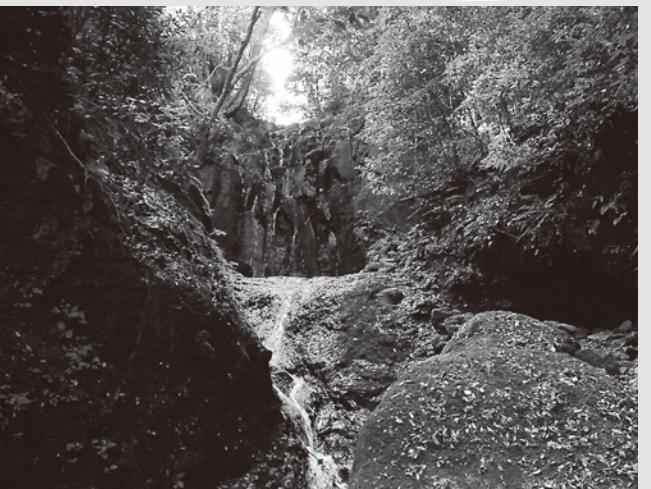


二号続けて町指定天然記念物に指定されている樹木について紹介してきました。今回は町指定文化財ではありませんが、天然記念物の岩屋の滝についてご紹介します。

『こうげの文化財』では以下のように記されています。「県道東上・戸原線を上り、大字東上の岩屋集落から耶馬溪町福士集落へ抜ける峠の途中にあります。一級河川水系東友枝川の源流に近い谷部、標高四百三十m付近に三段の滝があります。滝全体の落差は十mほどあり、周辺は溶岩により形成された柱状節理が発達した岩盤で特異な景観を有しています。古くから最上部の滝壺には大蛇(龍)が住んでいると言い伝えられ、「龍王」を刻んだと見られる石碑が安置されています。また、不動明王を刻んだ石碑も安置されており、修驗道との関係をうかがわせます。松尾山医王寺の修驗者が十三天寺の一つであつた八面山大日寺(大分県中津市三光)へ向かうには、この滝がある山地の尾根上を伝つて西の大平山へと移動します。その際この滝に立ち寄り「滝行」などの修行をしたことでも考えられます。このように天台密教や修驗道の他、農耕と水などの民俗信仰の結びつきにより、滝そのものを信仰の対象としたものと考えられます。このような信仰は豊前地方にある他の滝でも同様におこなわれたと思われます」と紹介されています。仰ぎ見る瀑布、のぞき見れる深淵は莊嚴です。初夏にマイナスイオンをあびに訪れてみませんか。



▲不動明王の石碑



▲岩屋の滝

*参考文献

『こうげの文化財』

教務課文化財保護係

矢野和昭

岩屋の滝

こうげのみどき
上毛風土記
Vol.183

二号続けて町指定天然記念物に指定されている樹木について紹介してきました。今回は町指定文化財ではありませんが、天然記念物の岩屋の滝についてご紹介します。

『こうげの文化財』では以下のように記されています。「県道東上・戸原線を上り、大字東上の岩屋集落から耶馬溪町福士集落へ抜ける峠の途中にあります。一級河川水系東友枝川の源流に近い谷部、標高四百三十m付近に三段の滝があります。滝全体の落差は十mほどあり、周辺は溶岩により形成された柱状節理が発達した岩盤で特異な景観を有しています。古くから最上部の滝壺には大蛇(龍)が住んでいる言い伝えられ、「龍王」を刻んだと見られる石碑が安置されています。また、不動明王を刻んだ石碑も安置されており、修驗道との関係をうかがわせます。松尾山医王寺の修驗者が十三天寺の一つであつた八面山大日寺(大分県中津市三光)へ向かうには、この滝がある山地の尾根上を伝つて西の大平山へと移動します。その際この滝に立ち寄り「滝行」などの修行をしたことでも考えられます。このように天台密教や修驗道の他、農耕と水などの民俗信仰の結びつきにより、滝そのものを信仰の対象としたものと考えられます。このような信仰は豊前地方にある他の滝でも同様におこなわれたと思われます」と紹介されています。仰ぎ見る瀑布、のぞき見れる深淵は莊嚴です。初夏にマイナスイオンをあびに訪れてみませんか。

上毛町アプリの便利な機能を紹介します!

上毛町では公式アプリケーションの提供を開始しています。
今回はアプリの子育て関係の機能について紹介します。

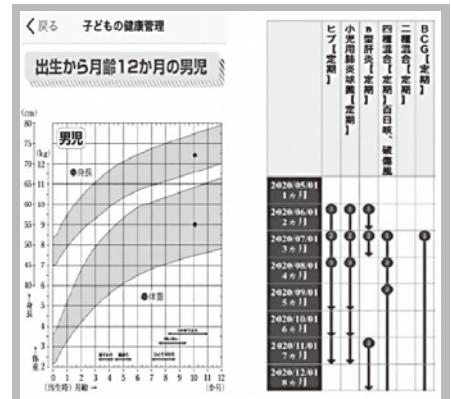
アプリ内の子育てのカテゴリ内に子どもの情報設定という機能があり、お子様の基本情報(性別、生年月日等)を登録していただくことができます。

登録していただくことで予防接種の標準的な接種期間などについて確認することができます。

また、登録していただいているお子様の体重・身長を記録に残して健康管理をすることもでき、記録した体重・身長を平均的な身長発育曲線と比較することができます。

その他にも便利な機能をご用意しておりますのでぜひご利用ください。

●問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)



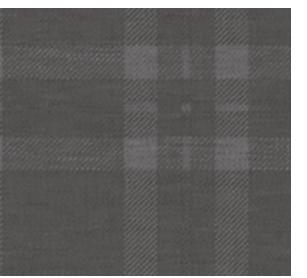
Tartan and Tweed

Check patterns are used in lots of different fashion items around the world now, but did you know that the pattern originally comes from Scotland? In Scotland every family had its own Tartan using different colours, similar to family crests in Japan although some families in Scotland have crests too. In the past tartan was used on all ordinary clothing, but in 1746 wearing it was made illegal by the British Parliament. When the law was abolished in 1782 tartan became the national dress of Scotland. Nowadays it is used not just for traditional clothing like Kilts, but for other clothes and decorations etc. Also many companies and organisations now have their own tartan, such as the army and sports clubs, so even people who don't have a Scottish name can wear tartan too. Maybe people who like football will have heard of Celtic F.C. because Shunsuke Nakamura played for them from 2005 – 2009. Well, that football club has its own tartan. My family tartan is blue with red and brown stripes.

I was also surprised when I arrived in Japan to see so many "Harris Tweed" products since it is made in Scotland too. Originally it was woven by people in their homes in the Northern Scottish islands called the "Outer Hebrides". Real Harris Tweed is very good quality because it is still handwoven from pure wool, its quality even protected by law. If you are interested in learning more about Harris Tweed their website has lots of information available in Japanese including the weavers' journal and lots of beautiful pictures of the islands where it is made. (www.harristweed.org)



▲セルティックのタータン



▲ロビンの家族のタータン



▲ハリスツイード

タータンとハリスツイード

ALT(外国語指導助手)ロビン

現在、世界中の色々なファッショナブルなアイテムにチェック柄が使われていますが、もともとはスコットランドから来ていることを知っていますか?スコットランドでは、全ての家族が異なる色を使った独自のタータン(チェック柄)を持っていました。

これは、日本の家紋と似たようなものですが、スコットランドの一部の家族には(タータンとは別に)家紋もあります。昔は全ての普段着にタータンが使われていましたが、1746年にイギリスの議会によってタータンを着ることが違法になりました。1782年に法律が廃止され、タータンはスコットランドの民族衣装になりました。最近では、キルトのような伝統的な服だけではなく、他の服や装飾品などにも使われています。また、軍隊やスポーツクラブなど、多くの企業や組織が独自のタータンを持っているため、スコットランド人の名前を持っていてもタータンチェックを着ることができます。サッカーが好きな人は、中村俊輔選手が2005年から2009年までプレーした、セルティックFCのことを聞いたことがあるかもしれません。セルティックFCにも独自のタータンがあります。私の家族のタータンは、青に赤と茶色の縞模様があります。

私が日本に来た時、たくさんの「ハリスツイード」の商品があり、スコットランドでも作られているものなので、びっくりしました。もともとは、北スコットランドの島々「アウター・ヘブリディーズ」に住む人々が織り上げていたものです。本物のハリスツイードは、純粋なウールから手織りされており、法律で保護されているため、とても高品質です。ハリスツイードについてもっと知りたい場合は、ウェブサイト(www.harristweed.org)に、織工の日記やそれらが作られている島々の綺麗な写真など、日本語でたくさんのお情報をあります。

法務局における「常設相談所」開設

福岡法務局行橋支局と行橋人権擁護委員協議会では、「常設相談所」を開設しています。

離婚、相続、家庭内のめごと、隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など、悩みや困りごとがあればひとりで悩まずに、どのようなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

■相談員 法務局職員または人権擁護委員

■相談日 土、日、祝日を除く毎日 8:30~17:15

※人権擁護委員への相談

毎週月、水、金曜日の9:00~16:00

■場所 福岡法務局行橋支局 1階 相談室
行橋市大橋二丁目22番10号

※電話相談 全国共通番号 0570-003-110

■相談方法 事前の予約は必要ありませんので、上記相談日に来庁またはお電話ください。

●相談・問い合わせ先

福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476

職業訓練講座の開講のお知らせ

■場所 豊前地域職業訓練センター
(豊前市大字八屋1926番地)

【ガス溶接技能講習】

■訓練期間 6月10日(木)、11日(金)

■受講料 7,330円 ※別途テキスト代 880円

■定員 20名

【高所作業車運転技能講習】

■訓練期間 5月31日(月)~6月2日(水)

■受講料 35,800円または37,830円
※別途テキスト代 1,880円

■定員 10名

※各講座とも定員になり次第締め切ります。

●申し込み・問い合わせ先
豊前地区職業訓練協会 TEL 82-1511